わくわく浜田生活実現支援事業における移住支援金交付要綱

 制　　定：令和元年7月4日

 一部改正：令和元年12月27日

一部改正：令和3年4月1日

　　　　　　　　　　　　　　　　　一部改正：令和4年4月1日

　　　　　　　　　　　　　　　　　一部改正：令和5年4月1日

　　　　　　　　　　　　　　　　　 一部改正：令和5年6月23日

　　　　　　　　　　　　　　　　　一部改正：令和6年4月1日

　　　　　　　　　　　　　　　　　一部改正：令和7年4月1日

（趣旨）

第1条　浜田市は、浜田市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、島根県と共同して行うわくわく島根生活実現支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から浜田市に移住した者が、支援対象の求人を充足して定着に至った場合、島根県が行う地域課題解決型しまね起業支援事業費補助金実施要領（以下「県起業支援要領」という。）に基づく起業支援金事業の交付決定を受けた場合若しくはテレワークをしようとする場合又は浜田市が個別に関係人口と認めた場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

2　当該移住支援金の交付については、わくわく島根生活実現支援事業費補助金交付要綱、同補助金実施要綱、移住支援金の支援対象法人選定等に係る実施要領、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

（交付金額）

第2条　移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者(申請年度の4月1日時点の年齢が18歳未満であって、配偶者を除く。)一人につき100万円を加算する。

（対象者要件）

第3条　次の（1）の要件を満たし、かつ（2）、（3）、（4）又は（5）の要件に該当し、2人以上世帯の申請をする場合にあっては（6）の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

1. 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10％以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
2. 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

③ ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23

区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、

通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

（イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

1. 島根県が定める本事業の詳細を移住希望者に対して公表した日である平成31年4月26日以降に浜田市に転入したこと。
2. 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
3. 浜田市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

（ウ）その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

1. 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
2. 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
3. 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、島根県及び浜田市が認める場合を除く。
4. その他島根県又は浜田市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

1. 一般の場合

　　次に掲げる事項の全てに該当すること。

* 1. 勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。
	2. 就業先が、島根県が移住支援金の対象として公益財団法人ふるさと島根定

住財団が運営するマッチングサイト「くらしまねっと」に掲載している求人で

あること。

* 1. 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
	2. 上記求人への応募日が、マッチングサイト「くらしまねっと」に上記②の

求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

* 1. 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を

有していること。

* 1. 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であ

ること。

（イ）専門人材（プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利

用して就業した者をいう。）の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

1. 勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。
2. 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
3. 当該就職先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する

意思を有していること。

1. 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である

こと。

⑤ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

（3）テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

1. 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であっ

て、浜田市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

　　　② 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

③ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ【地方創生テレワーク型】）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

（4）関係人口に関する要件

浜田応援団に登録し、応援活動に参加経験を有する者のうち、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

① 農林水産業に就業すること。

② 家業等へ就業すること。

③ 地域交通の確保等の地域課題を解決するため、浜田市が認めた企業に就業したこと。

④ 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向があること。

　(5) 起業に関する要件

浜田市に転入した日から1年以内に島根県が県起業支援要領に従い実施する起業支援金事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

　(6) 世帯に関する要件（2人以上の世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

1. 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していた

こと。

1. 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属している

こと。

1. 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、別途、島根県が定めた本事業

の詳細を移住希望者に対して公表した日である平成31年4月26日以降に浜

田市に転入したこと。

④ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1

年以内であること。

⑤ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は

反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（交付の申請）

第4条　移住支援金の申請者は、申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 前条の対象者要件に該当することを証する書類

(2) 本人確認ができるもの（運転免許証やマイナンバーカード等の写真付き身分証明書の写し）

(3) 同意書（様式第2号）

(4) 請求書（様式第3号）

(5) 第3条(2)、(3)、(4)、(5)又は(6)の要件に該当することを証する書類

(6) その他市長が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第5条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知する。

2　審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

（支援金の交付）

第6条　交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

（報告及び立入調査）

第7条　島根県及び浜田市は、本事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、本事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第8条　市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして島根県及び浜田市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

（ア）虚偽の申請等をした場合

（イ）移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金の交付を受けた浜田市から転出した場合

（ウ）第3条第1項第2号（ア）又は（イ）に該当する場合において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

（エ）起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金の交付を受けた浜田市から転出した場合

（雑則）

第9条　この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、島根県と浜田市が協議して定める。

 附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和元年7月4日から施行する。

（この要綱の失効）

2　この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附　則

（施行期日）

1. この要綱は、令和元年12月27日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附　則

（施行期日）

1. この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

　　　附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2　この要綱による改正後のわくわく浜田生活実現支援事業における移住支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に転入した者に対して浜田市が支給する移住支援金から適用し、この要綱の施行の日の前日までに転入した者に対して支給する移住支援金については、なお従前の例による。

　附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和5年6月23日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱による改正後のわくわく浜田生活実現支援事業における移住支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に転入した者に対して浜田市が支給する移住支援金から適用し、この要綱の施行の日の前日までに転入した者に対して支給する移住支援金については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱による改正後のわくわく浜田生活実現支援事業における移住支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に転入した者に対して浜田市が支給する移住支援金から適用し、この要綱の施行の日の前日までに転入した者に対して支給する移住支援金については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱による改正後のわくわく浜田生活実現支援事業における移住支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に転入した者に対して浜田市が支給する移住支援金から適用し、この要綱の施行の日の前日までに転入した者に対して支給する移住支援金については、なお従前の例による。